

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第70号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
区 分	距 離			区 分	距 離		
	第一種住居地域等	商業地域	第一種住居地域等及び商業地域以外の地域		第一種住居地域等	商業地域	第一種住居地域等及び商業地域以外の地域
学校	[略]			学校及び児童福祉施設	[略]		
[略]				[略]			
備考 「学校」とは、 <u>学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。</u>				備考 「学校」とは <u>学校教育法第1条に規定する学校をいい、「児童福祉施設」とは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。</u>			
別表第5（第15条関係）				別表第5（第15条関係）			
[略]				[略]			
備考 「児童福祉施設」とは、 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設をいう。</u>				備考 「児童福祉施設」とは、 <u>児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設をいう。</u>			
備考 改正部分は、 <u>下線の部分</u> である。							

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。